

エネルギーの使用の合理化に関する法律

1 .案内情報

手続名	: エネルギー管理指定工場に係る燃料又は電気の使用状況等の報告
手続根拠	: ・エネルギーの使用の合理化に関する法律第 11条 ・エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第 10 条
手続対象者	: 第一種特定事業者
提出時期	: 毎年 5月末まで。
提出方法	: 定期報告書 2通作成のうえ、第一種エネルギー管理指定工場の所在地を管轄する地方運輸局鉄道部監理課へ提出して下さい。
手数料	: なし
添付資料・部数	: なし
申請書様式	: 定期報告書 第一種熱管理指定工場（様式第四（一太郎・WORD形式）） 第一種電気管理指定工場（様式第五（一太郎・WORD形式））
記載要領・記載例	: 提出先となる地方運輸局鉄道部監理課にお問い合わせ下さい。

2 .窓口情報

提出先:

北海道運輸局鉄道部監理課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 1（直通）
東北運輸局鉄道部監理課	0 2 2 - 2 9 9 - 8 8 6 6（直通）
新潟運輸局鉄道部監理課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 7（直通）
関東運輸局鉄道部監理課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 3 9（直通）
中部運輸局鉄道部監理課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 0（直通）
近畿運輸局鉄道部監理課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 3 9（直通）
中国運輸局鉄道部監理課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 9 7（直通）
四国運輸局鉄道部監理課	0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 5 9（直通）
九州運輸局鉄道部監理課	0 9 2 - 4 7 2 - 4 0 5 1（直通）

受付時間 :提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 :第一種エネルギー管理指定工場の所在地を管轄する地方運輸局鉄道部監理課

3 .手続情報

審査基準	: なし
標準処理期間	: なし
不服申立方法	: なし